

○宇都宮市入湯税条例施行規則

昭和58年9月22日

規則第44号

改正 平成3年5月第30号

平成22年3月第4号

平成23年3月第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市入湯税条例（昭和58年条例第28号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 条例第3条第4号の規定に基づき課税を免除する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市が主催し、又は共催する社会福祉の行事に参加し、その一環として鉱泉浴場に入湯する者
- (2) 宇都宮市老人福祉センター条例（昭和45年条例第11号）第1条の2第2項に規定する施設の鉱泉浴場に入湯する者
- (3) 障害者が利用する場合における公の施設の使用料の免除に関する規則（平成12年規則第25号）別表第1又は別表第3に規定する施設の鉱泉浴場に入湯する者であって、それぞれ同規則第3条第1項又は第2項の規定により当該施設に係る使用料の全額を免除されるもの

(平3規則30・全改，平22規則4・平23規則9・一部改正)

(文書の様式)

第3条 条例施行のために必要な文書は、別表に掲げるところによるものとする。

2 前項に規定する文書の様式は、別に定める。

(平3規則30・一部改正)

附 則

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（平成3年5月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月17日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

（平3規則30・一部改正）

名称	根拠条文
入湯税経営申告書	条例第8条
入湯税納入申告書	条例第6条第3項
入湯税納入書	条例第6条第3項
入湯税／更正／決定／通知書	地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の9